

岡山県公報

発行

岡山県



目次

【告示】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

○ 道路の区域変更
○ 道路の供用開始

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

担当課（室）

循環型社会推進課

健康推進課

指導監査課

道路整備課

建築指導課

経営支援課

○ 道路の位置の指定

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

【選挙管理委員会】

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

担当課（室）

◎岡山県告示第五百四十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次のとおり指定する。
なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

(1) 久米郡美咲町連石字広高下八五八番二の一部、八五八番三の一部、同町下谷字広高下三番の一部、三番一の一部

(2) 久米郡美咲町藤原字カニヤ八三〇番三、八三〇番四

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第三号イに規定する埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であつて廃止されたものに係る埋立地
真庭市上中津井字切塞二五五八番一三の一部、二五五八番二二の一部

三 備考

1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域台帳の縦覧をもつてこれに代える。
2 一の区域については、令和七年十二月二日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。

◎岡山県告示第五百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年十二月九日

指定した医療機関

名 称

あいの倉薬局 児島下の町
ブブレひまわり薬局 倉敷新倉敷店

所 在 地

倉敷市児島下の町七一四一七
倉敷市新倉敷駅前四一一〇二

指定年月日

令和七年十二月一日
令和七年十二月一日

岡山県知事 伊原木 隆太

伊原木 隆太

隆

太

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

◎岡山県告示第五百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称 愛和荘やすらぎの丘デイサービスセンター

2 所在地 津山市桑下一三三八一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称 社会福祉法人愛和会

2 所在地 津山市桑下一三七二番地三

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇一八八

五 サービスの種類

通所介護

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

◎岡山県告示第五百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称 ヘルパーステーション すわん

2 所在地

浅口郡里庄町里見三五三〇番地マンション曾根本I—三〇〇号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称 株式会社進

2 所在地

浅口郡里庄町里見三五三〇番地マンション曾根本I—三〇〇号

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年十二月二日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一〇一五

五 サービスの種類

訪問介護

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

◎岡山県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道
二 路線名 余野上久米線
三 道路の区域

| 区 | 域 | 別 | 新 | 別 | 新 | 別 | 新 |
|--|--|--------------------------|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 津山市宮部上字出尻六六六番地先から 津山市宮部上字大門六五五番二地先まで | 津山市宮部上字大門六五五番二地先から 津山市宮部上字大門六五五番二地先まで | 四・四・ 一 五 ・ 一 | 七・七・ 二 四 ・ 三 | 幅 (メートル) 員 | 幅 (メートル) 員 | 延 (メートル) 長 | 延 (メートル) 長 |
| 津山市宮部上字大門六五五番二地先から 津山市宮部上字大門六五五番二地先まで | 津山市宮部上字大門六五五番二地先から 津山市宮部上字大門六五五番二地先まで | 一 六 三 ・ 九 | 一 六 三 ・ 九 | 幅 (メートル) 員 | 幅 (メートル) 員 | 延 (メートル) 長 | 延 (メートル) 長 |
| 津山市宮部上字大門六五五番二地先から 津山市宮部上字大門六五五番二地先まで | 津山市宮部上字大門六五五番二地先から 津山市宮部上字大門六五五番二地先まで | 一 六 三 ・ 九 | 一 六 三 ・ 九 | 幅 (メートル) 員 | 幅 (メートル) 員 | 延 (メートル) 長 | 延 (メートル) 長 |

| 区 | 域 | 別 | 新 | 別 | 新 | 別 | 新 |
|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|---|---|---|---|
| 浅口市鴨方町六条院西字薄井二七九一番 五地先から | 浅口市鴨方町六条院西字薄井二七九一番 五地先から | 一 二 ・ 〇 ・ 〇 | 新 | 別 | 新 | 別 | 新 |
| 浅口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四一 番二地先を経て | 浅口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四一 番二地先を経て | 三 三 ・ 〇 | 旧 | 別 | 新 | 別 | 新 |
| 浅口郡里庄町大字新庄字味噌ヶ谷三五四 三番三地先まで | 浅口郡里庄町大字新庄字味噌ヶ谷三五四 三番三地先まで | 九 八 九 ・ 〇 | 二 二 ・ 〇 ・ 〇 | 新 | 別 | 新 | 別 |

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

◎岡山県告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆太

| 県道 | 県道 | 種道路類 | 路線名 | 区間 | 年月日 | 供用開始 |
|-------------|------------|---|---|--------------------|-----------|-----------|
| 六条院東里 庄線 | 余野上久米 線 | 津山市宮部上字出尻六六六番地先から 津山市宮部上字大門六五五番二地先まで | 浅口市鴨方町六条院西字薄井二七九一番五地 先から 浅口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四一番一 地先を経て 浅口郡里庄町大字新庄字味噌ヶ谷三五四三番 三地先まで | 津山市宮部上字大門六五五番二地先まで | 令和七年十二月九日 | 令和七年十二月九日 |
| | | | | | | |

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

〔五三二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町二丁目一一番一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(変更後) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

ほか 六者（届出書別紙に記載のとおり）

(変更前) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

ほか 五者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和七年十一月三十一日ほか

二 届出年月日

令和七年十一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

〔五三三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン高梁

所在地 高梁市落合町阿部一七三一番地一ほか

届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 備中開発株式会社

住所 高梁市落合町阿部一七〇〇番地

代表者の氏名 代表取締役 國長 謙司

変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

ほか 十者（届出書別紙に記載のとおり）

（変更後）名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

ほか 十者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和六年十二月三十一日ほか

2 届出年月日

令和七年十一月十四日

3 縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

縦覧の場所

令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

〔五三四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 濑戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(変更後) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

ほか 十一者（届出書別紙に記載のとおり）

(変更後) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

ほか 十一者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和七年十一月十四日

二 届出年月日

令和七年四月一日ほか

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで
縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

〔五三六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタータイム山陽店

所在地 赤磐市上市一八〇番地一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

（変更後）名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

4 変更年月日

令和七年四月一日

二 届出年月日

令和七年十一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

縦覧の場所

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

〔五三七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭市惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

(2) 住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

名称 株式会社いない

(3) 住所 鳥取県倉吉市河原町一七七〇番地

代表者の氏名 代表取締役 稲井 陽一郎

名称 有限公司 家具のサダカタ

(4) 住所 真庭市惣一八八番地の一

代表者の氏名 代表取締役 定方 雅義

名称 株式会社イエローハット

(5) 住所 東京都大田区北千束一丁目四番六号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前)

ア 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

イ 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都千代田区岩本町一丁目七番四号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

(変更後)

ア 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

イ 名称 株式会社イエローハット

住所 東京都大田区北千束一丁目四番六号

代表者の氏名 代表取締役 堀江 康生

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号
代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

（変更後） ほか 九者（届出書別紙に記載のとおり）
名称 株式会社イズミ

ほか 九者（届出書別紙に記載のとおり）
名称 株式会社イズミ
住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一號
代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹
ほか 十者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日
令和七年三月十三日ほか

二
届出年月日
令和七年十一月十四日
送立の用印又び署
所

三 縦覧の期間及び場所

令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで
縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

〔五三八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八一一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(変更後) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

ほか 五者（届出書別紙に記載のとおり）

(変更前) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

ほか 四者（届出書別紙に記載のとおり）

4 変更年月日

令和七年四月一日ほか

二 届出年月日

令和七年十一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

〔五三九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート津山

所在地 津山市伏見町五〇番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(変更後) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(変更後) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 町田 繁樹

4 変更年月日

令和七年四月一日

二 届出年月日

令和七年十一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで

1 縦覧の期間

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

〔五四〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 指定年月日号 | 道路の位置 | 道路の幅員（メートル） | 道路の延長（メートル） |
|--------------------------------------|---------------------------|-------------|-------------|
| 岡山県指令備中局 建第六五号 令和七年十一月二 十八日 | 浅口市金光町須恵一〇六番一七、 一〇六番一九 | 四・五〇 | 一一八・三 |
| 四・五三 | | | |
| 〇 | | | |

令和7年12月9日 岡山県公報 第12760号

◎岡山県選管告示第九十八号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

定立する場合を陽（イ）

地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た

| 選 擧 区 | 岡山市北区・加賀郡 | 岡山市中区 | 岡山市東区 | 岡山市南区 | 倉敷市・都窪郡 | 勝津市・苦田郡 | 玉野市 | 笠岡市 | 井原市・小田郡 | 総社市 |
|-------------|-----------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|
| 八三、七二七 | 三九、八一一 | 二五、三五九 | 二五、三二一 | 四五、三二一 | 一三三、四〇六 | 三四、〇六八 | 一五、四五〇 | 一二、四五七 | 一三、九八九 | 一八、七一九 |
| 高梁市 | 新見市 | 備前市・和氣郡 | 瀬戸内市 | 赤磐市 | 真庭市・真庭郡 | 美作市・英田郡 | 浅口市・浅口郡 | 久米郡 | | |
| 七、三一五 | 七、四三六 | 一二、四二六 | 一〇、〇九二 | 一一、七一〇 | 一一、六九四 | 七、三七九 | 一二、一八三 | 四、八一五 | | |